

Ⅱ 第10期川崎市男女平等推進審議会
ヒアリング結果報告書

ヒアリング結果報告書

1 趣旨

第4期行動計画の目標に関連した市の取組の中で、喫緊の課題をテーマとして取り上げ、川崎市男女平等推進審議会においてヒアリング評価を行い、更なる効果的な推進を図っていく。

2 令和3(2021)年度のテーマ

- (1) テーマ1 「若年層を対象にした暴力防止の啓発について」
- (2) テーマ2 「男女共同参画センターにおける若年層への取組について」

～テーマに関する計画の施策事業～

- (1) テーマ1 「若年層を対象にした暴力防止の啓発について」
目標 I 基本施策2 「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」
施策 1 1 「性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進」
事業番号 3 1 「子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。」

- (2) テーマ2 「男女共同参画センターにおける若年層への取組について」
目標 I 基本施策 1 「男女共同参画の理解の促進」
施策 4 「若者の将来を見通した自己形成や男女共同参画の推進」
事業番号 1 1 「男女共同参画の視点からインターンシップ（就業体験）や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。」

目標 I 基本施策 2 「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」
施策 8 「男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進」
事業番号 1 9 「女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。」
2 0 「男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。」

3 実施概要

- (1) 実施主体 第10期川崎市男女平等推進審議会
- (2) 実施日及び内容
令和3(2021)年5月17日(月)

- ・テーマとヒアリング対象事業等の選定

令和3(2021)年6月28日(月)

- ・ヒアリング質問項目の検討

令和3(2021)年9月2日(木)

- ・ヒアリング調査の実施

- ・ヒアリングを踏まえた意見交換、評価の検討

令和3(2021)年10月4日(月)

- ・ヒアリング結果の取りまとめ

令和3(2021)年11月1日(月)

- ・評価と提言のまとめ

4 結果の取扱い

行動計画の今後の取組に適切に反映し、効果的・効率的な推進を図る。市民に対する説明責任を果たすため、評価結果を公表し、評価の公正さと透明性を確保する。

5 ヒアリング結果による評価と提言

ヒアリングの調査結果を基に、審議会で意見交換を行い、テーマに係る①評価と提言及び②ヒアリング対象事業・部署別評価を次のとおり、まとめた。

(1) テーマ1「若年層を対象にした暴力防止の啓発について」

①評価と提言

地域、家庭、学校などあらゆる場においてお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けては、暴力は重大な人権侵害であるという理解を深め、防止していくことが必要である。特に若い世代に対しては、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から人権教育を実施し、被害者及び加害者を生み出さないための予防啓発を推進することが求められている。

川崎市では、日本で初めての子どもの権利に関する総合的な条例となる「川崎市子どもの権利に関する条例」を平成13(2001)年に施行し、同年から条例に基づき「子どもの権利学習派遣事業」を推進してきた。同事業では、子どもへの暴力防止(Child Assault Prevention)の頭文字をとった「CAPプログラム」の講師を派遣し、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身に着けるとともに、基本的な権利の意味やその行使の方法、自己や他者の尊重などについて子どもとその保護者、教員を対象に参加型学習を行っている。審議会はヒアリングを通じ、CAPプログラムが20年間推進される中で、子どもが暴力被害を受けた時に助けを求めることができる主体性の形成や、大人を含めた参加者の人権意識の醸成という観点から、人権教育として大きな役割を果たしてきたことを把握した。

こうした重要な取組を今後さらに発展させていくために、審議会は次のとおり4点を提言する。まず、対象者を拡大するなど、地域の中で幅広く推進していくことが重要である。現在の参加者は、子どもと保護者、教師に限られているが、塾の先生やスポーツクラブの講師など、地域で子どもに接する様々な大人に対して広く事業の周知を行い、地域全体で暴力防止に向けた理解促進に努めていただきたい。次に、人権啓発の内容は、適宜更新しているということだったが、近年はSNSによる暴力被害の多様化・複雑化や、教師による性暴力を相談できず被害が長期化するといった事態も明らかになっている。今後も、子どもを暴力から保護する観点から、内容の充実を行っていただきたい。また、信頼できる大人に相談する機会の確保に向けて、CAPプログラム後に実施する相談タイムでは、個別の部屋を確保するなどプライバシーの保護を尊重するとともに、SNSを使用した相談窓口など、子どもが匿名でいつでも相談することができる場の設置なども検討していただきたい。最後に、CAPプログラムの企画・実施の各段階に、ジェンダーの視点を取り込むことも重要である。社会的に形成される固定的な性別役割分担意識や男女間の格差などによって、暴力被害にあらう状況や相談しやすさなどは性別によって異なる。性別にかかわらず「誰もが」被害にあらうことを伝えることは重要だが、抱える課題やニーズは性別によって「異なる」ため、性的マイノリティの人権に配慮しながら、アンケートや相談タイムで受けた相談は性別ごとに集計し、置かれている状況の違いを客観的に把握することが重要である。

子どもの人権尊重に向けて学校や地域の役割が大きくなる中、審議会はCAPプログラムが今後も、人権侵害を防止する貴重な教育の場として推進されることを期待する。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

教育委員会事務局教育政策室

<p>事業概要</p>	<p>「子どもの権利学習派遣事業」は、平成13(2001)年に「川崎市子どもの権利に関する条例」が施行されて以降、条例に基づきを推進されている。同事業ではCAPプログラムの講師派遣を行い、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身に着けるとともに、基本的な権利の意味やその行使の方法、自己や他者の尊重などについて子どもとその保護者、教員を対象に参加型学習を提供している。</p>
<p>事業への取組・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20年間の推進の中で、子どもが暴力被害から助けを求めることができる主体性の形成や、大人を含めた参加者の人権意識の醸成に大きな役割を果たしてきた。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の参加者は、児童生徒と保護者、教師に限られており、塾の先生など地域で子どもに関わる大人に対して、事業が十分に認知されているとは言い難い。 ・プログラム内容については、暴力形態の複雑化や多様な加害者がありうることを内容に盛り込んでいく必要がある。 ・プログラム後に実施する相談タイムにおいては、子どものプライバシーの保護を尊重する必要がある。なお、SNSを使用した相談窓口については、プログラムの後、委託団体が運営する相談窓口等の周知をしている。 ・プログラム後のアンケート結果や相談タイムにおける相談内容を性別ごとに把握していないなど、プログラムの推進においてジェンダーの視点が十分にあるとは言い難い。
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムを受講する大人に塾の先生やスポーツクラブの講師を含めるなど、対象の範囲がもっと広がるとよい。また、地域の中で認知が進むよう、広報を推進していただきたい。 ・プログラムにおいてSNSによる被害の深刻化を伝えていくとともに、性暴力の加害者は身近な人や知っている人が想定されているようだが、教師等からもあることを伝えた方がよい。 ・プログラム後の相談タイムでは、相談者ごとに個別の部屋を確保するなど、相談内容が漏洩しない措置をとるとともに、SNSを活用したオンライン相談窓口が設置されるとよい。 ・アンケートでは性的マイノリティの人権に配慮しながら性別自由記載欄を設けるなど、性別によって課題やニーズが異なるというジェンダーの視点から、プログラム効果を把握してほしい。

(2) テーマ2「男女共同参画センターにおける若年層への取組について」

①評価と提言

男女共同参画センターは、地域に根差した男女共同参画社会の形成に寄与するために重要な役割を担っている。特に少子高齢化や単身世帯の増加など社会経済状況が変化中、性別や世代にかかわらず男女共同参画を自分事として捉え、積極的に取り組む多様な主体を育成し、交流や連携を促進する場として男女共同参画センターが機能することが求められている。

川崎市においては、平成11(1999)年に川崎市男女共同参画センターを開館して以降、市の男女平等施策の推進拠点として、調査・研究、相談、情報収集及び提供、市民の学習、研修及び交流活動の支援など幅広い事業を行ってきた。川崎市男女平等推進審議会ではヒアリングを通じ、若年層に対しては、キャリア形成に向けたインターンシップ事業や女子中高生の理工系進路選択に向けた支援を行うほか、相談事業において家族からの虐待や性暴力、デートDVなど複合的な困難課題を抱える若年層に対応していることを把握した。また、若年層を包摂した事業の推進に向け、SNSを使用した事業の周知や相談の実施、多世代が参加できる事業の企画なども課題として認識されている。

若年層に向けた事業の推進に関して、今後検討を進める上で次のとおり4点を提言する。まず、インターンシップ事業に参加する学生については、性別による偏りや教養課程等におけるジェンダー関連の科目履修者が多いといった偏りが見られるため、SNSの活用や地域の若者団体との連携を行い、多様な学生が参加できるよう広く募集することが必要である。また、女子中高生の理工系進路支援については、理系の多様な専門分野について理解を深めるとともに、将来的なキャリア形成に向けて理工系の職業などが身近に感じられるよう、幅広い情報提供を行っていただきたい。相談事業については、若年層にとって電話相談や面接相談に繋がる心理的なハードルが高いことを考慮し、SNS相談など、安心して相談できる体制の検討をしてほしい。さらに、若年層へのアプローチを充実させていくためには、男女共同参画センターで働く職員が継続して様々なアイデアを企画・実施できるよう、持続可能な事業推進体制を構築することも重要である。男女共同参画センターの職員に対して、その専門性を確保する研修を推進するとともに、働きがいがある雇用形態や待遇が確保されるよう、川崎市としてもバックアップしていくことが必要である。

川崎市の男女平等推進に向けて川崎市男女共同参画センターが果たす役割は大きく、川崎市男女平等推進審議会は、センターが引き続き男女共同参画の視点から、地域の様々な課題を解決するための実践的な場として多様な市民や地域団体と協働しながらその機能を十分に発揮していくことを期待する。

②ヒアリング対象事業・部署別評価

川崎市男女共同参画センター

<p>事業概要</p>	<p>川崎市の男女平等施策の推進拠点である川崎市男女共同参画センターは、平成11(1999)年に開館されて以降、調査・研究、相談、情報収集及び提供、市民の学習、研修及び交流活動の支援など幅広い事業を行っている。</p>
<p>事業への取組・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対しては、キャリア形成に向けたインターンシップ事業や女子中高生の理工系進路選択に向けた支援を行っている。また、女性総合相談や男性の電話相談など各相談事業においては、家族からの虐待や性暴力、デートDV、性に関する悩みなど若年層が抱える困難課題に対応している。 ・川崎市男女共同参画センターとして、今後さらに若年層を巻き込んだ事業の推進を課題として捉えており、SNSを使用した事業周知や相談の実施、多世代が参加できる事業の企画などを今後の検討事項として認識している。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ事業の参加者は、性別による偏りやジェンダーに関心が高い学生が多いといった偏りが見られる。 ・理工系分野における女性研究者・技術者の割合は、増加傾向にあるものの依然として低い水準となっており、女子中高生の理工系進路選択における社会のバイアスが根強い状況がある。 ・若年層が相談に繋がる上で、現在の相談事業における電話相談や面接相談という形式は心理的なハードルが高い。 ・職員は非常勤も多く現状では有期雇用となっており、職員の専門性の蓄積に向けた人材育成や、安定的な雇用形態・待遇の確保が必要となっている。
<p>提言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ事業の周知に当たっては、SNSの活用や、地元の若者団体との連携なども積極的に行ってほしい。 ・女子中高生の理工系進路支援では、将来的なキャリア形成に向けて、センター以外の情報を活用したり、技術士などの資格や就労後の労働問題など、幅広い情報を収集し提供してほしい。 ・若年層が安心して相談できる体制の確保に向けて、SNS相談などの形態を検討してほしい。 ・センターの運営に当たっては、アイデアが枯渇しない働き方や、業務量と人員のバランスなど、持続可能な事業推進ができるあり方を今後検討していく必要がある。

6 ヒアリング結果概要

(1) テーマ1「若年層を対象にした暴力防止の啓発について」

【担当部署 教育委員会事務局教育政策室】

○所管課への事前質問

1 CAPプログラム事業の実施状況

・過去3年間の実施校数・参加者数相談体制について

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
延実施校数(校)	30	34	18
(うち小学校数)	29	30	16
(うち中学校数)	1	4	2
実施学級数(学級)	104	122	66
(うち小学校数)	98	101	51
(うち中学校数)	6	21	15
延参加者数(人)	4116	4636	2452
(うち保護者数)	721	682	372

・近年の動向(実施校数及び参加者数の増減傾向、継続して実施している学校が全体に占める割合)

近年の実施数は30校前後で、増減は同じくらいとなりますが、5年前までさかのぼると、少しずつ減少しています。参加型学習のため、昨年度及び今年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い、キャンセル等がありました。継続して実施している学校が、9割以上を占めます。小学校の実施割合に比べて、中学校は少なく、実施しやすい方法を検討しています。

2 受講者の意見・感想等の概要(令和2年度実績)

・担任アンケート結果

- クラスでトラブルが起きた時に、子どもたちの口から権利という言葉がでるようになった。権利という視点が身に付き、それに基づいて考えられている。

- 子どもが暴力から自分で自分を守ることの大切さ、方法等を学ぶことができた。子どもの反応をあたたかく受け止めていただいたことで、心を開いて、素直な気持ちで受けていた。

- コロナの影響で、できなかったこともあったと思うが、子どもたちにとって、とても学びの深まる時間になった。最後のお話タイムでも、たくさんお話を聞いてくださったおかげで子どもたちはとてもスッキリした様子だった。

- 内容は、よく起こりそうな身近な事例だった。また、劇の中に、実際、子どもたちも入り、「こんな時は？」と一つひとつ考える時間がありよかった。最後の相談の時間も子どもたちにとっても、有意義な時間になった

- CAP実施後の子どもたちの相談内容は、担任に知らされない。趣旨は理解できるが、概要だけでも教えていただきたい。

・子どもアンケート結果

- 今まで相談する勇気がなかったけど、勇気がもてた。

- 先生に言うことが「ちくる」にならないと聞いて安心しました。

- 安心できました。前向きな気持ちで、友だちと仲よくできています。

- 相談にのってくれてありがとうございました。話を聞いてもらって自信がもてました。

- 友だちが「いじめ」にあったときは、話を聞いてあげたいし、助けたいと思うようになりました。

・保護者からの感想・意見など

- 子どもが様々な暴力にさらされていることが分かった。すぐに相談できる場をつくるのが大事だ。普段から子どもの話に耳を傾けることの大切さを改めて実感した。

- プログラムが素晴らしく、保護者自身が子どもへの向き合い方を考え、子どもをかけたがえのない存在だと思えば貴重な機会になった。対象学年の保護者だけでなく、全学年の保護者を対象にしたことは、非常に好評だった。小1女子の保護者から「自分の子どもが自分の身を守るイメージをもてない」という感想が寄せられた。

- コロナ自粛から親も余裕がなくなることも多かったので、自分に学び（知恵）を入れるつもりで参加した。「子どもの気持ちをそのまま受け入れる」という一番シンプルに大切なことを改めて自覚した。他にも、自分自身を大切にすることで人も大切にできると思った。

・参加した教員（担任以外）のアンケート回答や感想・意見など

教職員研修の一環として実施している学校（中学校2校）があります。

- 昨年度とは違った内容で有意義な時間となった。人権について確認することができた。

- 新しい発見があった。有意義な時間になった。

3 プログラム後の相談タイムの概要

- ・実施形態（相談員・相談室の概要、相談者の秘密保持のあり方）

相談室は、学校が空き教室を用意する。そこで、ワークショップを担当した3名の講師が、相談にあたっています。どの相談員に相談したいかは、子どもの意志によります。秘密が保持されることは、子どもたちに伝えていますが、担任や校長などに伝えた方がよいと判断した場合には、子どもに了解を得て、伝えるようにしています。特に、虐待や暴力に関わる内容は通報義務があるので、学校から通報するよう勧めています。

- ・相談タイムにおける相談件数

カウントしていません。

○所管課への当日質問

1 事業概要

- ・開始年度と経緯

「子どもの権利学習派遣事業」は、2000年に「川崎市子どもの権利に関する条例」が制定されて、その第7条、学習等への支援等のところに、「市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で子どもの権利についての学習等が推進されるよう、必要な条件の整備に努めるものとする」と記載されたことを踏まえ、2001年からを実施しています。

この間、2015年に川崎市で起きた中1の男子生徒殺害事件がきっかけになり、中学校においても子どもの権利学習の派遣事業のニーズが高まり、実施を希望する学校が増えています。全ての学校において、子どもに対しては大人に相談するということの大切さを、また、保護者にも同様に子どもたちの話に傾聴する大切さをこの事業で強調してきました。また、2019年の川崎市のカリタスの登戸の通り魔事件で、北部の地域においても、子どもの権利学習派遣事業の効果が見直され、近隣の学校長から子どもたちを守る大切な取組だという評価もいただいています。

事業は子どものワークショップと大人のワークショップという二つで成り立ち、地域の保護者の方と学校と子どもを3つの大きな柱として形成されているので、地域からの声も大変重要となっています。特に大人が、子どもの権利と子どもは守られる存在であるということを認知することが重要だという認識のもと、推進してきました。

おとなワークショップについては、PTAの家庭教育学校という形で市民館の予算を使って実施している学校が多く、PTAが主体となって子どもの権利を学ぶ機会を保護者に提供しています。教育委員会としては、学校で実施する子どもプログラムの

費用を支出しているという分担になっております。また、学校として主体的に取り組む場合は、夢教育21といった予算枠組みなどを使用し、公費で教員の研修と位置づけて毎年実施している学校もあります。

・目的・内容、「暴力」の定義

目的や内容は、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるとともに、基本的な権利の意味や権利の行使の方法、自己や他者の尊重などについて、子どもとその保護者を対象に参加型の学習を行うことです。暴力の定義については、いろんな場面を想定していき、子どもから安心・自信・自由を取り上げる行為、それから体や心を傷つける行為、子どもたちの実態によって、中にはSNSなどを通じた言葉の暴力なども含んで暴力としています。

・社会状況の変化への対応と事業変遷

社会状況の変化に伴い、性暴力や、中学校ではデートDVやSNSでのトラブルなども取り上げるようになっていきます。

・「子どもの権利条約」に定義された子ども4つの権利、生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利については、プログラムでどのように伝えているのか。

本市では「子どもの権利条例」に基づき子どもの権利学習を進めており、その取組の一つとしてのCAPプログラムを実施しています。CAPは、アメリカで開発されて日本に導入された経緯があり、独自の安心・自信・自由という、3つの価値観に基づき構成されたものとなります。条約に基づくという意味では、CAPも含めた子どもの権利学習を学校で取り組む中で、安心して生きる権利、育つ権利、守られる権利などについて伝えています。

・子どもの権利条約はあまり日本で広がっていないが、教員が条例や条約を学び機会はあるか。

教育委員会では、子どもの権利学習資料を作成し子どもに配布するとともに、具体的な授業展開の例を、教員向け研修の中で示しています。また、各学校に人権尊重教育の担当者となる教員を1名配置し、その担当者向けの研修などの機会でも、子どもの権利学習の推進に向けた指導を行っています。

・20年間事業を推進する中で、学校のカリキュラムや保護者の働き方なども変化している。そうした状況の変化とそれに対する事業の対応を教えてください。

CAPプログラムについては、CAPジャパンが構築しており、SNS上のトラブルといった内容を含むよう更新されています。また実際に実施を担う団体は、更新された内容を含め、実施に当たって研修を受けられています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来の対面型では実施できる学校が減少した課題

を踏まえ、オンライン形式での開催も始めており、実施する機会や参加できる大人の増加を期待しています。

・人権尊重の意識については大人が持つことが重要だが、PTAを通じて効果的な大人への働きかけがあれば伺いたい。

大人を対象にした人権学習については、毎年PTAと連携して行っており、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、今年度については実施に向けて現在準備を進めているところです。そのほか、「教育だよりかわさき」などの広報媒体を通じた啓発や、市民館での人権学習の実施などにも取り組んでいます。

2 プログラムの内容・影響・効果について

・プログラムを受講した児童生徒、教員、保護者の人権意識の変化

プログラムを受講した児童・生徒、教員、保護者の人権意識の変化については、アンケート結果から、子ども自身が自分を大切に思えるようになったとか、保護者が子どもの話を聞くようにしたいという思いを持ったなど、参加者の人権意識の高まりを把握しています。また、教員からも、ワークショップで学んだことを、実際に子どもたちとの関わりに生かすことができたといった反応がありました。

・家庭教育への影響

新型コロナウイルス感染症の危機の中、ストレスを抱えた保護者も多いことが予想されますが、実施団体は事前に保護者の悩みなども聞き取ったうえでワークショップを開催しており、そうした保護者の気持ちに寄り添うことで家庭にプラスの影響をもたらしている側面はあるのではと思います。また、保護者から、子どもへの普段の接し方が暴力的だったことに気づいたといった感想や、子どもに寄り添うようにしなくてはと思っていたところ、プログラムの中で「毎回ではなくてもよい」と言われてほっとした、といった感想も寄せられており、子どもへの接し方を見直すきっかけや、自分自身の権利が尊重され安心感を持つ場にもなっていることを把握しています。

・性に関する内容も含むことに対する保護者への理解促進における取組や課題

保護者に向けた性に対する理解については、おとなワークショップで性暴力被害の警察庁の数字を提示しプログラムの必要性を訴えたり、性被害に遭った子どもが相談しづらい理由を一緒に考え、性に関することをタブー視しない、タブー視するから相談しづらくなる、親であっても子どもの体を触ることは許可が必要であるということなどを伝えています。プログラムで性被害などの性に関する内容が含まれることについて、保護者から課題として認識されたなどの事例は聞いていません。

- ・匿名やオンラインで相談できる相談窓口の有無

一部のCAP実施団体では、LINE相談を設けて匿名で相談を受けています。

- ・学校からの申請に基づく実施によって生じる差について

CAPについては、基本的に学校が子どもの権利学習を進める際に、CAPを活用することを希望した学校で行うものとなっており、学校のカリキュラムや子どもたちの性質、地域の実態に応じて実施の実情は異なるところではあります。ただ、CAPを使用しなかった学校にも、人権教育に関する資料配布を行うとともに、国連NGOの横浜国際人権センターによる人権教育の移動教室や、人権オンブズパーソンの子ども教室など、子どもの権利学習はCAP以外にもあり、学校の特性に応じて、幅広く子どもの権利学習は実施されています。

- ・事業委託団体による事業への評価（意義、成果、課題など）

CAPの実施に当たっては、全てCAPジャパンから認定された団体に依頼しており、市からの要望等にも適宜柔軟に対応しながら内容を検討してくださるなど、高く評価しています。また、CAPプログラムは子どもやその保護者を対象にした参加型の人権学習として確立されているため、CAP認定団体に依頼して事業を推進するのは、子どもの権利学習として適していると考えています。

- ・アンケートについて（結果をどのように反映しているか、性別記載欄がない理由）

アンケートについては、子ども、教師、保護者に分けて行い、年度末にCAP実施団体との振り返りの中で共有し、反省点の把握や次年度への改善策を検討する資料として活用しています。団体においても、教員や学校、PTAとの事前打ち合わせで、そのアンケート結果を活用していただいています。性別記載欄については、市として性的マイノリティの人権尊重から設けない方向性を持っており、これまで性別記載欄を設ける必要性を認識したことはなかったというところです。

- ・なぜ性別記載欄が必要ないと考えるのか。必要性を検討したうえで、必要がないという判断なのか。また性別記載欄の必要性についてお考えがあれば伺いたい。

これまでの20年間の経過の中で、性別の記載がないと困るという事例がなかったために、性別記載欄を設けていない経緯であると認識しています。必要性について、これまでより良いプログラムにするという視点で推進してきましたが、委員から頂いた御指摘を踏まえ、性的マイノリティの人権尊重という観点から記載欄は設けなくても、男女別に回収するなど、工夫することはできるのではないかと思います。

- ・アンケートでは、子どもから相談することが「ちくる」ことになるのではといった感想もあった。そうした子どもからの相談にどのように対応しているのか。アンケート結果を活用しているということだが、具体的な活用事例があれば伺いたい。

CAPの後に個別相談を実施しており、その際子どもからの相談で学校も認識しておいた方がよいケースについては、子どもの権利を侵害しない範囲で学校に伝え、学校でも対応するということがある。アンケートについて、例えば学校から、個別相談にどのような相談が子どもからくるのか知りたいという意見があり、上記のとおり対応するようになったところです。

・CAPの事業委託をしている民間団体の声は、具体的にどこが対応するのか。団体から事業を改善してほしいといった要望は受けているか。

教育委員会が団体と学校双方からの要望を聞き、また改善に向けて両者をつなぐなどの役割を果たしています。

3 プログラムにおけるデートDVや性暴力、性犯罪防止に向けた啓発・支援について

・各小学生低学年、小学生高学年、中学生に伝えている内容

小学校の低学年、高学年のプログラムでは、親戚のお兄さんから男の子がキスをされるという事例を通じて、性暴力が身近にまた同性間でも起こることを伝えています。また、中学生は、バスの中での痴漢と恋人からの性暴力を事例として扱っています。中学生には、デート防止プログラムも行っており、暴力に遭わない、暴力を振るわない、暴力を見て見ぬふりをしない、といった行動の変容を促す内容になっています。

・実際に被害に遭った際の対処法・防衛法として伝えている内容

対処法・防衛法としては、全てに共通して、「嫌だ」と言ってい、逃げていいということ伝えるとともに、それができなかつたとしても決して悪くない、そして大人に相談することも強調しています。ほかにも、子ども同士の助け合いを促進したり、自己防衛法として特別な叫び声の練習をするといった内容もあります。

・外国に繋がる児童生徒や障害のある児童生徒、性的マイノリティの児童生徒への対応・配慮（特別なニーズを把握し、それに対しどのように対応しているか）

外国につながる子どもたちについては、日本語指導の教員が来校する日に合わせてCAPプログラムを実施しています。障害のある子どもたちについては、例えば、音の敏感な子どもが参加する際は、事前に打合せの中で共有し、当日使用する音に配慮するなどの対応をとっています。性的マイノリティの子どもについては、事例として同性による性暴力を扱うとともに、話合いをする際は、例えばホモとか、オカマといった言葉は暴力となるため使わないことも伝えています。また、中学生の子どもワークショップでは、LGBTQの説明などもして、正しい情報を伝えるようにしています。

・プログラムにおけるジェンダー及びセクシュアリティの視点（被害者は多くの場合女性であり、その背景に固定的な性別役割分担意識やケア役割を女性が多く担うジェンダー関係があること、男性、性的マイノリティも被害者となること、などを伝えているか）

プログラムでは、性にかかわらず暴力は人権侵害であることを伝えています。また男性や性的マイノリティも被害者になることも事例を通じて伝えています。

・性被害経験がある児童生徒に対しての配慮の有無及び内容（プログラム受講前に講師に配慮を依頼するなど）

性被害体験がある児童生徒への配慮に関する申告を受けた事例はありませんが、そうした場合には、事前に嫌な気持ちになるようなことがあった場合は、安心できる場所に移動してよい、など伝え、本人の気持ちを尊重した対応を行いたいと思います。

・性的マイノリティの人権について、トイレの使用など日常生活で直面する困難などはプログラムの中で伝えているか

暴力防止を目的とするプログラムであるため、トイレの問題は含まれていないと思います。CAPプログラム以外の、人権教育の中では性的マイノリティの人権尊重を幅広く扱っています。

・性に関わらず暴力は人権侵害だということはその通りだが、一方で多様な暴力があり、とくに性暴力については遭いやすい確率などは集団間の違いがある。例えば、性的マイノリティということで、被害を受ける確率が高くより脆弱な立場に置かれることに留意する、相談に関しては男女間の違いを把握するなど、ジェンダーの視点を持つことについてはどのように考えるか。

相談の内容について、男女別では、特に把握はしていません。

・プログラム後の相談タイムでは、ワークショップを担当した3名の講師が相談に当たるとのことだが、その際は3つの教室を確保して行うのか。小学校の教室は比較的小さいため、3人が一つの教室だと、相談内容がほかの人に漏れたりするおそれもあるのではないか。

学校によって、空き教室の数は様々で、余裕があるところは一つずつ使っていると思います。難しい学校についても、何かしら工夫はしています。

4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について

新型コロナウイルス感染症下で子どもたちがどのような状況にあるかについては、各学校で教育相談を通じて、話しやすい雰囲気の中で先生が聞き取りをしたり、心配な子

どもには組織的に対応するなども行っています。その他、教育委員会として、コロナが子どもや事業に与えた影響については現在把握をすすめているところです。

5 現在の課題と今後の方向性について

・事業推進において、現在所管課として課題と認識していること

CAPプログラムの実施では、子どもワークショップと大人ワークショップをセットで行うことが条件となりますが、大人のライフスタイルの多様化や新型コロナウイルス感染拡大によって、大人のワークショップの開催が難しいため、子どものワークショップの開催も難しくなることが課題として生じています。今後は大人を含めた啓発が重要になっていると考えています。

・令和3年度の事業予定と次年度以降の予定について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、今年度も夏休み明けに実施予定だった学校が中止になっています。来年度は今まで以上にオンラインでの実施に積極的に取り組み、幅広く展開できるよう、実施団体と協議しながら進めてまいります。

・大人に対する啓発は重要であり、保護者だけでなく、例えば子どもが日々の生活の中で接する大人にも対象を拡大するなどの予定はあるか。

大人ワークショップについては、PTAが中心的に取り組んでいただいているのが現状ですが、もっと多様な地域の大人が参加できるようになればよいと考えています。オンライン形式のワークショップを幅広い層を対象に実施する、もっと広い会場を使用して地域の中で開催するなど、CAPの趣旨を尊重しながら、様々な方法を検討し、地域と学校と子どもに広がる取組にしていきたいと思っています。

○委員意見

- ・CAPプログラムは非常によい取り組みだが、局所的な実施にとどまらないよう、広報していくことが重要である。学校に勤務する校医の中でもあまり認知されていない実態がある。特に、大人ワークショップの対象については、塾の先生など、地域で子どもと接する大人も含めるなど、広く地域で推進していくことを検討してほしい。
- ・プログラムではSNSの問題も伝えているということだったが、スマートフォン保持の低年齢化や、SNSによる性被害が増加している実態を踏まえて内容を検討してほしい。なお、性暴力については、基本的に加害者が恋人や親が想定されている印象を受けたが、近年教員からの性暴力も多い中で、その点を伝えることも必要ではないか。

さらに、性的マイノリティがトイレなど生活で抱える困難については近年重要な課題となっており、CAPプログラムの中でも、特に大人ワークショップの中で扱っていただきたい。

- プログラムでは、信頼できる大人に相談することを強調していたが、信頼できる大人が身近にいない場合、プログラム後の相談タイムの役割は大きい。相談タイムにおける相談への対応は、相談者ごとに空き教室を確保するなど、プライバシーの保護に配慮することを確認してほしい。また、若年層にとってオンライン相談は相談しやすい媒体であり、LINE等を活用した相談窓口も検討してほしい。
- CAPプログラムは人権や暴力の問題を子どもとともに学ぶ機会であり、アンケートや相談タイムは、プログラムがどのような影響を子どもに与えているのか、また子どもたちはどのような課題を抱えているのかを把握する重要な機会である。性的マイノリティも含め、性別によって被害の逢いやすさや課題が異なるというジェンダーの視点から性別把握の必要性を認識し、アンケートにおける性別記載欄の設置や、相談タイムで受けた相談の男女別把握を検討していただきたい。
- CAPプログラムの推進において、実施する学校が減少傾向にあることへの対応も必要である。また、教育委員会が実施の主体として、委託する団体や保護者、子どもの声を丁寧に聞き取り、内容に反映して行ってほしい。

(2) テーマ2「男女共同参画センターにおける若年層への取組について」

【担当部署 川崎市男女共同参画センター】

○所管課への事前質問

【若年向けキャリア形成関連】

1 過去3年間の大学生インターンシップと長期実習の受け入れ実績（男女別）

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
インターンシップ・長期実習(※1)			
受入人数(※2)	145(14)	159(15)	82(9)
(うち女性)	114(11)	106(10)	67(8)
(うち男性)	31(3)	53(5)	15(1)

※1 インターンシップと長期履修の違いは申し込み方法の違い(前者は個人、後者は大学経由で、実施段階では両者区別せず一緒に参加する)

※2 数字は参加延べ数、括弧内は実数

2 事業参加者の意見・感想の概要

大学生インターンシップと長期実習の受講後の感想

・色々な社会人の方とお話できたこと。ワークショップが多く主体的に発言、自分たちで考える時間が多かった点がよかった。防災訓練の運営補助やインタビュー記事の作成など、職員と同様の仕事内容を体験できた点もよかった。女性やビジネスだけでなく、防災などの領域的なもの、講座と運営等の実務とのバランスが偏っておらずよかった。

・研修を通じて、さまざまな視野を持つことができた。今後の生活においても、ジェンダーの視点で物事を考える、相手の意見を尊重しながら、自分の意見を述べるなどその場に合わせた対応をしていきたい。大学の授業では触れることのない、ビジネスマナー研修や働くことについて考える価値観カードのワークショップから大きな示唆を得た。防災訓練、ポスティングやコンサートのスタッフとしての参加など、実際に働く場での経験からも、多くの気づきがあった。

・働く人へのインタビューを行い記事にまとめる作業では、市民団体での活動への思い、社会に対して声を挙げていくことの重要性、強い印象を受けた。避難所開設訓練においては自主防災組織の方の前で男女共同参画の視点からの避難所の課題について

学生自身が寸劇のシナリオを考えた。臨機応変に現場の状況を踏まえて組み立てを変更する、苦勞したが頑張れたという達成感を得られた。研修期間を通じて、センターへの興味や理解が深まったので、終了後もボランティアとしてかかわりたい。

女子中高生の理工系分野へのキャリア応援講座参加者の感想

・母親が医療系を薦めてきたが、自分は数学が好きで他の領域に関心があり、悩んでいた。さまざまな理系の分野を知り、また、実際に技術者で働く方からの話を聞く機会が得られて気持ちが前向きになった。友人にも薦めたい。

【相談支援関連】

3 過去3年間の実績

	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
男性のための電話相談			
総相談件数	133	187	233
ひきこもり女子会 in 川崎			
実施回数	実施回数 5回	実施回数 6回	実施回数 3回
参加者数	参加者数 54名	参加者数 96名	参加者数 30名

【男女共同参画センターの概要】

4 職員数（雇用区分別）－うち相談員数と勤務体制

23名（雇用区分別：常勤：7名、非常勤：16名）

そのうち、相談員数 10名（いずれも非常勤でシフト勤務）

（※ただし、キャリア相談員2名と男性相談1名の3名は相談員の希望につき直接雇用ではない。）

○所管課への当日質問

1 事業概要（開始年度と経緯、目的・内容など）・開始年度と経緯

・大学生インターンシップ及び長期実習の受け入れ

2006年度から開始した事業であり、開館時からの懸案事項として若年層対象の事業が少なく、利用者も女性団体を中心に30代から50代の方たちが利用者層だったということがあり、センターとして利用者層を広げていくために、次世代が身近な

課題として男女共同参画を地域で学ぶきっかけを作りたい、という経緯からスタートしました。事業の目的は、学生が日常生活に身近なこととしてジェンダーの課題を捉え直し、性別にとらわれずにキャリアを積み重ねていく一助とすることであり、学生と地域の多世代の方をつなぎながら地域の男女共同参画の課題を認識し、その解決に向けて主体的にアプローチする市民の層を拡充することを目指しています。内容については、座学による研修部分と地域での活動部分で構成され、まず前半の研修で、マナー研修やライフキャリアの関連のワークショップ、ジェンダー表現やデートDVの予防を勉強し、後半を中心に、講座の運営補助や、学生の企画提案活動、地域の職業人への取材活動などを行っています。

・女子中高生の理工系分野へのキャリア応援

女子中高生の理工系分野へのキャリア形成支援については、2007年から2012年の約5年間実施し、その後一時中断して、2020年度再度実施しました。事業を開始した経緯としては、川崎市は、他都市に比べて研究開発に従事する市民も多く、かながわサイエンスパーク（KSP）といった機関や、産業集積都市として活躍をされている方も多いですが、全国的に理工系分野の進学において性別による偏りが大きい状況があり、高校生からの問合せでも、保護者や教員との会話の中で理工系分野への進路選択を躊躇するという悩みが寄せられていました。そこで、性別に関わりなく、幅広い進路選択や職業選択に関して理解促進が進むことを目指し開始しました。事業の目的は、女子中高生が理工系分野における職業イメージを持てるように、女性研究者、技術者、大学生との関わりの中で、保護者や生徒双方に情報提供できる場をつくることです。内容は、理科の実験とか、女性研究者・技術者の仕事の紹介、体験活動の後、女性研究者・技術者がグループのファシリテーターとなって参加者同士が語る場を設けています。その際は、保護者と子どものグループを別にして後で結果を共有する形で行っています。昨年度はコロナ禍で参加者が少なかったですが、多様な方が参加できる形態を検討しながら実施しています。

・女性のための総合相談・男性のための電話相談

女性のための総合相談事業に関しては、中小企業婦人会館から始まった相談事業を引き継ぐ形で、1999年にセンターが開館以降実施しています。基本的には、電話相談と面接相談があり、面接相談はカウンセリング的な女性の相談員が行うものと、弁護士による相談があります。通年で実施しており、昨年度は4000件近い相談が寄せられました。男性のための電話相談に関しては、2016年から開始し、通年で週に1回夜間の時間帯に行っています。

・ひきこもり女子会 in 川崎

ひきこもり女子会は2018年に開始し、表参道UX会議に参加した川崎市内の当事者の方がセンターでも実施したいと持ち込まれた企画となります。目的は、ひきこもり状態にある方、または経験者、生きづらさを感じている女性当事者同士が、悩みや苦勞を気兼ねなく話せる交流の場を提供し、自分自身の生き方を考えるための一助となることです。参加者は、女性、性自認が女性の方も含む当事者で、親や支援者は対象に含みません。年齢制限はなく、これまで10代から60代の方が参加しています。コロナ禍前は2カ月に1回開催しており、参加者数は毎回幅があります。

・職員の労働条件に関して生じた問題や、会計年度任用職員の制度が開始することで、待遇に関し変化があれば教えていただきたい。

すくらむ21で働いている者は全て1年の有期雇用となっており、その中で、常勤と非常勤に分かれています。なお、有期雇用については法律に基づき有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、職員の申込みにより、無期労働契約に転換できる運用を行っています。事業運営上の問題点については、指定管理者が今年度から変更となり初年度であるため、今後出てくる可能性があるかと認識しています。

会計年度任用職員は、公務員の制度であり、センターは指定管理者のため、直接の関連はありません。

・今年度相談員に対してどのような研修を実施する予定か。

今年度指定管理者が変更になったことに伴い相談の体制も変えたため、その立ち上げでは世田谷区男女共同参画センターで相談業務に主導的立場で従事する職員を講師に研修を行いました。また、内閣府の交付金事業の一環で、今年度は16時間の研修を主にオンラインで行うことを予定しています。研修は全て業務時間内に実施します。

・相談員の採用には、資格や経験の有無などの条件はあるか。

特に条件を付けず募集をかけましたが、男女共同参画センターでの相談員と明記することで、社会福祉士の資格を持つ者や配偶者暴力相談支援センターで勤務経験がある者から応募がありました。

・職員の男女別割合を伺いたい。

相談員も含んで、男性が35%となっています。

・理工系分野のキャリア支援に関して、両親にアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）があって娘が理系に進学することに躊躇する問題があると思うが、この点はどうのように対応しているか。また、技術士の資格取得に向けた高校への指導のサポートなども行っているか。

当日は保護者と子どもは一緒に参加しますが、別の部屋でワークショップを行い、その後どのような気づきがあったか、まず子どもから発表し、その後保護者に発表し

てもらおう形式をとっています。実際に親の思いが前に出てくることが多く、親は医者をお勧めするが自分は数学を勉強したいという葛藤を抱えている受講者に対し、理系の分野も多様にあることを伝えたら、受講者自身が情報収集を行い友人等に発信していきたい、という前向きな反応が得られたこともありました。技術士に関しては特に具体的に触れることはありませんが、学校と講師派遣等で講師調整する際は、早い段階から色々な職業を知る機会を設置することを促しています。

2 若年層向けキャリア形成支援事業について

・インターンシップや長期実習に参加する若年層の特徴

参加する学生の特徴としては、大学でジェンダーに関する授業を履修して応募する者や、公務員志望で、公共施設での職場体験を希望したいという意図で参加する者が多いです。また、川崎市内在住や近隣の自治体の出身者も多く、地元の公的機関でのインターンシップを通じて、地元での就職に繋がりたい学生が多い印象があります。その意味で男女共同参画の視点を持って地域で活躍する人材の育成に繋がっているかと思えます。関心のあるテーマは、仕事と家庭、育児との両立、賃金格差の問題、職場復帰や労働環境など女性のキャリア、男性の育休など男性の家庭への参画のほか、性的マイノリティや性教育などを挙げる学生もいます。

・事業を通じて把握した効果

把握した効果としては、ビジネスマナーなど社会人としての姿勢を学ぶことができた、センターの業務を一部体験することで、自身の適性や興味関心に気づけたという声があります。また、終了後に連絡があった学生から、実際に自治体で男女共同参画課に勤務することになった、男子学生が育休を取得したなども聞いています。

・事業推進に当たっての課題

課題としては、参加する学生にジェンダーの知見があるかないかで、理解度の差が生じていると感じます。また、コロナ禍で研修事業の実施が難しくなっており、なかなか地域に出かけることができず、最近では座学が中心で、異世代との交流を体験的に学習する機会が少なくなっています。ただ、様々な学習機会を提供しているので、事業としては継続する必要があると認識しています。研修期間が短期間のため、学生から男女共同参画の事業提案をしてもらうところまでは実施できていないが、終了後も継続的にセンターに関わってほしいと考えています。

・今年度もインターンシップ事業は実施しているのか。

先日11名の研修が修了し、今後新たに8名受け入れる予定です。期間は、今まで

は2週間でしたが、コロナ禍で2カ月間に分散して参加する形式をとっています。

- ・今年度参加した学生からの感想はすでに把握しているか。

感想から、チームワークや事業についての理解が深まった印象をうけました。引き続き男女共同参画センターに関わりたいという学生もいました。

- ・参加者の男女比を見ると男性が少ないが、この点はどのように認識されているか。また、ジェンダーの授業を履修した学生の参加が多いということだが、関心が低い層へのアプローチも重要である。広報に関して検討していることがあれば伺いたい。

募集は、ジェンダーの授業がある大学だけに送付しているわけではなく、市内の大学全てに案内し男女双方に広く参加者を募っています。ただ、文系、社会学系の応募が多く、理系や芸術系からの応募は少ない状況があります。男子学生については昨年度、特に少なかったですが、毎年何割かは参加しています。なお、ジェンダーの勉強をした学生が参加者に占める割合は2割くらいです。募集は基本的には大学のキャリアセンター経由で行うほか、市政だよりなどで募集したこともありましたが、男女共同参画センター自体があまり認知されておらず、なかなか男子学生や多様な分野の学生が応募してきにくい印象があります。

- ・ハローワークでも若年就労支援を行っているが、ハローワークと連携した広報などは行っているか。

対象者は大学生であり、既卒者は含まれないため、大学に向けた情報発信となっています。再就職や就労支援に関する事業の広報は、ハローワークと連携しています。

3 相談事業等における若年層との関わりについて

- ・女性総合相談における若年層からの相談主訴や傾向

若年層からの相談は決して多くない状況があり、今年度7月までに延814件の電話相談を受けましたが、19歳以下からの相談は6件、20代からの相談は22件ということで、全体の3.4%となっています。大学生・短大生・専門学生からは5件、中高生からの相談はありません。内容は、親からの虐待、同棲相手からの暴力、自殺念慮など深刻なものが多く、親の精神疾患や幼少期の面前DV、親の離婚問題、きょうだいの障害、親族からの性暴力など、困難が複合している方からの相談も多いです。電話相談のため、まず丁寧に話を聞き、そうした状況で起きる心身の状況などを説明し、医療機関を受診している方には、主治医にも相談することを促しています。

- ・男性のための電話相談における若年層からの相談主訴や傾向

男性のための電話相談に関しても、若年層からの相談は多いとは言えず、今年度7

月までの相談件数は延70件でしたが、19歳以下からは2件、20代の相談は3件で、全体の4.3%となっています。大学生からは2件、中高生からの相談はありません。内容は、性に関する悩みなどが中心的です。

・相談で継続支援が必要なことを把握した際の連携先

女性相談においては、継続的な支援が必要なことを把握した場合、電話相談から面接相談や法律相談に導入することを行っています。その際は受理会議を行って、方針を検討します。面接相談では、概ね5回くらいの継続相談を受けており、課題整理を一緒に行い、解決のための選択肢を検討し、本人が解決に向けて行動できるよう寄り添い支援を行います。児童虐待については児童相談所への通告を行っているが、それ以外の機関への情報提供は本人の同意が必要となるため、積極的な情報共有には至っていません。

・ひきこもり女子会 in 川崎における若年層参加者の特徴

ひきこもり女子会については、参加者の年代幅が広く、学校でのいじめ、母親との葛藤、精神的孤立などが主に語られます。コロナ禍の影響で一時的に事前申込制にしていたましたが、参加者のハードルを下げるため予約不要で参加できる形に戻しています。

・相談窓口や事業の周知において若年層を意識して実施していること

周知はフェイスブックとインスタグラムを通じて行うほか、ツイッターでの広報も開始する予定です。ただ、若年層への広報に関して、SNS関係での情報発信は、さらに強化していかなければならないと認識しています。

・電話相談が若年層に広がらないというのは全国的な課題だが、電話だけではなくネット等を使用した相談形態は何か検討されているか。また、若年層に面接相談が必要だと判断する対応や、実際に導入する際の対応、今後の方針などあれば伺いたい。

SNS相談やメール相談については、今後の検討課題だと認識しています。若年層との面接相談に関しては、実際に予約が当日キャンセルになったケースもあり、若年層にとっては電話相談のハードルも高い中、面接相談はさらにハードルが高いことを実感しています。

・相談者の問題として就労や離婚などと同時にこころの問題も大きいと思うが、メンタルケアやカウンセリングはどこかと連携しているのか。それとも内部対応となっているのか。

その点も課題だと認識しています。全国の男女共同参画センターの中には、精神科医相談の枠を設置しているところもあるので、そうした形態も今後検討していきたいと考えています。

- ・DVの相談件数については、相談する側がDVの相談をしたいという申し出があったケースをカウントするのか、それとも相談員がDVと判断したケースをカウントしているのか。

相談分類については、相談者自身からの申告ではなく、相談員が判断します。DVについては特に、相談者がDVだと認識していないことも多く、相談員がDV被害だとお伝えして先に進むことも多い印象があります。

4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響について

- ・事業実施への影響（事業実施形態や実施規模の変化など、特に相談事業への影響）

講座については集合形式で行っていた一部をオンラインに切り替えています。ただ、対面で行う効果が高いものについては、定員を縮小して行っています。また、託児スペースでは徹底的な消毒を行っています。相談事業への大きな影響は見られませんが、相談内容の中には、パートナーが失業したケースなども把握しています。

- ・事業推進に当たって把握した若年層への影響

若年層への影響に関しては、本年度は内閣府の地域女性活用推進交付金のつながりサポート型を使用して、女性を対象にしたオンライン調査による実態把握を行うほか、電話代無料のフリーダイヤルの電話相談を実施する予定です。

5 現在の課題と今後の方向性について

- ・若年層を対象にした事業の実施や、男女共同参画センター事業全般への若年層の参加拡大に向けて、課題として認識していること

現在男女共同参画センターで働く職員には若い世代も多く、今後さらに若年世代の意見や感覚が反映される事業を展開していきたいと考えています。地域の女性団体も高齢化しており、若い世代と繋ぐような事業として、インターンシップ等や学校への出前講座の実施、女性研究者・技術者に関する取組も継続していく予定です。若い世代に関しては、日々の暮らしの中にジェンダー課題があることを自分事として認識できる層を増やしていきたいと考えています。

- ・令和3年度の事業予定と次年度以降の方向性について

多世代が参加できる事業の企画や、SNSの相談など相談事業に関する検討など、コロナ禍の中で制約は多いですが、地域に根差した活動を展開していきたいと考えています。

- ・非常に豊富な事業計画だが、人員は足りているのか。

職員がオーバーワークにならないよう管理していく必要性を認識しています。内閣府の交付金事業については、臨時雇用を行う予定です。

○委員意見

- ・若年層への取組については非常に良い取組であるという印象を持ったが、良い取組でも広めていかなければ局所的に終わり、社会的に影響を与えていくところまで至らないため、積極的な広報が課題である。特にインターンシップ事業については、男女共同参画センターが行っていることがあまり認知されていないのではないかと。SNSの活用や、地元の若者団体との連携なども積極的に行い、今後ぜひ広報を頑張っていただきたい。
- ・女子中高生の理工系選択に向けたキャリア支援においては、技術士等の資格や就労して以降の労働問題など、もっと幅広い情報提供を収集し、提供できるとよい。
- ・相談事業においては、電話相談が中心になっているが、若年層は知らない場所に電話相談する心理的なハードルが高い。昨年川崎市の18歳未満の自殺者は9人だったが、川崎市男女共同参画センターなどの相談に繋がっているのかが懸念される。若年層を相談に繋げるためには、まず安心感を確保することが重要であり、SNSの活用なども視野に入れて検討してほしい。
- ・男性相談については、相談者が自らの家庭の問題や暴力の問題を相談する中で、問題の背景に男性性があることに気付く契機となるよう推進していただきたい。
- ・充実した事業を実施していることが把握できたが、業務量と人員の持続可能性なども今後検討していく必要があるのではないかと。特に職員の意欲を感じたが、適切な待遇を確保し、アイデアが枯渇しない働き方を継続することは、課題の一つである。指定管理者制度の難しさもあるが、市として事業の運営の在り方に注視していただきたい。

7 川崎市男女平等推進審議会について

(1) 掌握事務

- ア 男女平等推進行動計画の策定・変更に際し、意見を述べる。(条例第8条)
- イ 男女平等の推進に関する重要事項の調査審議(条例第17条)

(2) 組織

第10期川崎市男女平等推進審議会

任期：令和3(2021)年4月1日～令和5(2023)年3月31日

委員数：12人(女性7人、男性5人)

- ・男女いずれか一方の委員数が委員総数の4割未満とならないようにする。
- ・市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(3) これまで実施したヒアリング

実施日時	対象等
平成22(2010)年 7月1日(木)	第2期行動計画 柱Ⅳ－基本施策14 男女共同参画推進員の活動の充実 【局・区の男女共同参画推進員】
平成23(2011)年 8月26日(金)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策1 性に基づく人権侵害の根絶に向けた取組の充実【男女共同参画センター、川崎区役所保健福祉サービス課】 ② 柱Ⅱ－基本施策5 豊かな生活のための時間と空間の確保への支援及び基本施策6 子育てを支える環境の充実 【上下水道局庶務課及び育児休業を取得した男性職員】
平成24(2012)年 9月19日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅳ－基本施策12 政策・方針決定過程への女性の参画促進【総務局人事課、課長職の女性職員】 ② ひとり親世帯への施策【市民・子ども局子ども本部子ども福祉課、健康福祉局生活保護・自立支援室】
平成25(2013)年 10月2日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅰ－基本施策2 DV被害者支援対策について【市民・子ども局子ども本部、区役所所管課】 ② 柱Ⅲ－基本施策8 子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備【教育委員会人権・共生教育担当、生涯学習推進課】
平成26(2014)年 8月22日(金) 9月24日(水)	第2期行動計画 ① 柱Ⅱ－基本施策4 事業者による男女共同参画の取組と、男女共同参画の視点における市内企業・事業所の現状と課題及びそれらを踏まえた市の取組について【一般社団法人 中原工場協会、経済労働局労働雇用部】 ② 柱Ⅳ－基本施策11 かわさき男女共同参画ネットワークの検証と活用について【市民・子ども局人権・男女共同参画室】

<p>平成27(2015)年 9月2日(水)</p>	<p>第3期行動計画 (1)男性の子育て・地域活動への参加促進について ① 目標Ⅰ基本施策3 施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり 【教育委員会生涯学習推進課】 ② 目標Ⅲ基本施策1 施策1 地域活動における男女共同参画の促進 【高津区役所生涯学習支援課】 (2)男女共同参画の視点を取り入れた防災対策について 目標Ⅲ基本施策1 施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【総務局危機管理室、中原区役所危機管理担当】</p>
<p>平成28(2016)年 9月1日(木)</p>	<p>第3期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策3 キャリア在り方生き方教育における男女共同参画の視点について 【教育委員会教育改革推進担当】 ② 目標Ⅱ基本施策2 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大 【経済労働局企画課、労働雇用部】 【教育委員会総合教育センターカリキュラムセンター】</p>
<p>平成29(2017)年 7月31日(月)</p>	<p>第3期行動計画 特定事業主行動計画に基づく市内の女性活躍に向けた取組について 目標Ⅱ基本施策1 施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進 目標Ⅱ基本施策3 施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進 【総務企画局人事部人事課】</p>
<p>平成30(2018)年 9月14日(金)</p>	<p>第3期行動計画 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づく取組について 目標Ⅰ基本施策2 施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進 【市民文化局人権・男女共同参画室、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、区役所所管課】</p>
<p>令和元(2019)年 8月30日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 目標Ⅰ基本施策2 市職員に向けたハラスメントの防止及び被害者支援の取組について 【総務企画局人事部人事課】 ② 目標Ⅲ基本施策9 若年層を対象にした就労自立支援について 【経済労働局労働雇用部】</p>
<p>令和2(2020)年 7月17日(金)</p>	<p>第4期行動計画 ① 困難な状況にある若年女性に向けた支援について 【こども未来局児童家庭支援・虐待対策室、こども支援部こども保健福祉課】 ② ひとり親家庭に向けた支援について 【こども未来局こども支援部こども家庭課】</p>

令和3（2021）年 9月2日（木）	第4期行動計画 ①若年層を対象にした暴力防止の啓発について 【教育委員会事務局教育政策室】 ②男女共同参画センターにおける若年層への取組について 【川崎市男女共同参画センター】
-----------------------	---

第10期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

◎会長、○副会長

	氏 名	所属等
1	いたい ひろあき 板井 広明 ○	専修大学経済学部 准教授
2	うえむら かずひろ 上村 和弘	川崎市PTA連絡協議会 副会長
3	かいのう たみえ 戒能 民江 ◎	お茶の水女子大学 名誉教授
4	こばやし すすむ 小林 進	市民公募
5	たきがみ ありさ 瀧上 亜里佐	川崎商工会議所
6	なかの けんと 中野 絢斗	市民公募
7	はしもと じゅんこ 橋本 純子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら
8	ほんだ みか 本多 美花	川崎市ケーブルテレビ協議会 (イツツ・コミュニケーションズ株式会社 経営統括室・人事担当部長)
9	みしく ゆりこ 御宿 百合子	川崎市医師会 理事
10	みやざわ たかし 宮澤 孝	川崎地域連合 (旭化成労働組合川崎支部 支部長)
11	むらお ゆみこ 村尾 祐美子	東洋大学社会学部 准教授
12	ゆやま かおる 湯山 薫	神奈川県弁護士会

令和3年12月現在

【参考資料】

令和2(2020)年度進捗状況調査様式

- ・令和2(2020)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート [様式1]
- ・令和2(2020)年度男女共同参画推進員による評価シート [様式2]

男女平等かわさき条例

調査票

目標 I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

様式 1

令和2(2020)年度男女平等推進行動計画の進捗状況に関する調査シート

事業番号	事業	事業概要	令和2(2020)年度実績	年度ごとの達成度(男女共同参画の視点に配慮した事業の推進度)			今後の方向性	次年度の課題	所管局	担当部署	
				年度	達成度	達成度を選択した理由					
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進											
1 男女共同参画の理解の促進											
(1)人権教育・啓発の推進											
男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。											
1	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	「男女平等推進週間」事業の実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)							
				R2(2020)							
				R3(2021)							
2	男女平等についての理解を効果的に深めるために、さまざまな機会や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市内公共施設における広報や、市HPを活用した広報		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)							
				R2(2020)							
				R3(2021)							
3	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	男女共同参画センターによる研修・講座の実施		H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室	
				R1(2019)							
				R2(2020)							
				R3(2021)							
	男女平等かわさきフォーラムの開催				H30(2018)					市民文化局	人権・男女共同参画室
					R1(2019)						
					R2(2020)						
					R3(2021)						

令和2年度 男女共同参画推進員による評価シート

様式 2

	局本部(室)区	室・課	担当者	内線
担当				

目標 I	男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
基本施策	1 男女共同参画の理解の促進 2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援 3 家庭生活への男性の参画促進

例を参考に、該当する項目にチェックしてください。具体的な取組についても併せて記入してください。
 (※該当する所管事業がない場合は、回答の必要はありません。)

1 事業の企画・実施に当たり男女どちらかの意見に偏らないよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) ・審議会等に委員を選任する際、割合の少ない性別の委員の数が増えるような取組を行った。
 ・審議会等や会議では、男女双方が意思決定できる立場となるよう取組を行った。
 ・審議会等や会議で固定的な役割分担意識にとらわれない取組を行った。
 ・事業の企画・実施に当たり、男女共に参加する体制を整備した。
 ・広報物を作る際、表現やイラストが男女どちらかに偏っていないか、固定的イメージにとらわれていないかを確認した。

具体例:

2 男女それぞれにとって利用・参加しやすいよう配慮した。

配慮した 配慮しなかった

- 例) ・事業の実施に当たり男女ともに参加しやすい曜日や時間帯を設定した。
 ・保育サービスを充実し、子育て中の男女に利用しやすいようにした。
 ・参加者の募集に当たり男女の募集が偏らないよう工夫した。
 ・性別に関わらず、幅広く情報がいきわたるよう、広報に工夫をした。
 ・バリアフリーにするなど、あらゆる人に利用しやすいようにした。
 ・男女共に参加しやすい広報を心がけた。
 ・審議会等や協議会等の場において、男女共に発言しやすい雰囲気になるよう心がけた。
 ・セクハラなど性別に基づくハラスメント防止に向けた取組を行った。
 ・男女共に参加しやすい講演会、研修会となるよう、講師や内容について検討した。

具体例:

3 性別により異なる課題やニーズがあることを把握した

把握した 把握しなかった

- 例) ・アンケートや調査で必要に応じて性別把握項目を設置し(※)、性別により異なる課題やニーズを把握した
 ・事業登録者や参加者など、事業対象者の統計を必要に応じ性別区分で把握した。
 ・事業推進の中で、性別により異なる課題やニーズがあることを把握した。

具体例:

4 その他男女共同参画社会の形成に向け、行った取組と成果

取組を行った 取組を行っていない

具体例:

(※)人権・男女共同参画室では30川市人第272号(平成30年8月15日付)にて、申請書等における性別記載欄の見直しを依頼しております。
 アンケート調査等で性別記載欄を設定する際は、通知を参考に御検討いただけますようお願いいたします。

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条例第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

第 3 章 拠点施設(第 16 条)

第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において女性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び

事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

第4期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

年次報告書

令和2(2020)年度

第10期川崎市男女平等推進審議会ヒアリング結果報告書

【編集・発行】

令和3(2021)年12月発行

川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

電話 044-200-2300 FAX 044-200-3914

E-mail アドレス 25danjo@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市